

金融機能の再生のための緊急措置に関する
法律第13条に基づく報告書

(補遺)

平成14年4月9日

東京商銀信用組合

金融整理管財人

I はじめに

東京商銀信用組合は、平成12年12月15日、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（以下、金融再生法という）第68条第1項に基づき、内閣総理大臣に対し、「東京商銀信用組合の業務及び財産の状況に照らし預金等の払戻しを停止するおそれがある」旨の申出を行い、平成12年12月16日、内閣総理大臣より金融再生法第8条第1項第2号に基づき「金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分」を受けました。

金融再生法第13条では、金融整理管財人は就任後遅滞なく、東京商銀信用組合がかかる事態に立ち至った経緯等について調査し、内閣総理大臣に報告しなければならないと定められておりますので、直ちに調査作業を開始し、平成13年5月30日には報告書を提出いたしました。

本報告書は、金融整理管財人が、金融再生法第18条に基づき行った東京商銀信用組合の旧経営陣に対する刑事上・民事上の責任追及に関する措置について、上記報告書の補遺として報告するものです。

II 旧経営陣に対する刑事上・民事上の責任追及に関する措置について

第1 はじめに

金融整理管財人は、東京商銀信用組合の旧経営陣、すなわち理事もしくは監事又はこれらの者であった者に対する民事責任追及及び当組合関係者の刑事責任追求を行うことが重要な職務の一つとされていることから（金融再生法第18条Ⅰ、Ⅱ項）、就任後、金融整理管財人2名、同補佐人3名、外部弁護士5名、外部公認会計士1名からなる「責任説明委員会」を設置し、定期的に会合し、必要に応じて預金保険機構等関係先との協議、情報交換を通じて法的責任追及のための慎重な調査・検討を行ってまいりました。

それらの過程において、元東京商銀信用組合の池袋支店長の崔辰明による業務上横領の嫌疑が発覚しましたので、捜査当局に通報し、それを契機として東京地検特捜部による捜査が行われ、いわばこれが一連のいわゆる東京商銀事件の捜査の端緒となっています。

今日までの成果と状況について以下の通り報告します。

第2 役員の責任追及について

1 旧経営陣に対する責任追及のための調査方針

責任解明委員会の調査対象を5000万円以上の融資案件としました。

調査方法は、理事会議事録、融資関係の稟議書、契約書等を1件ずつ精査し融資した経緯、担保の徴求状況、回収手続等を中心に調査を行い損害賠償責任に結びつくような個別・具体的な法令違反や任務懈怠の有無について関係者から事情を聴取するなどあらゆる見地から、総合的に判断しました。また、役員または親族企業への融資についてまで網羅的な調査を行い、違法性が認められる事案があるかどうかについて調査・検討をしました。

2 調査結果

大口融資案件については、従来、常勤の理事の判断、決裁に委ねられており、1億円以上の案件については常務会に付議することになっていたものの、実際に付議されることなく機能していませんでした。また、債務者から直接理事に申入れがあり、その時点で融資の決定がなされている案件が多く、少数の特定先に偏る傾向がありました。

融資にあたっては大抵の場合、債務者からの申出を聴取するのみで、債務者の財務内容の検討や資金使途、返済原資の調査等、事前に確認すべき事項の調査を怠っている案件もあり、保全面においても信用貸し部分が大きく大幅な担保不足の案件があり、担保についても調査・評価が適正に行われていないものがあり多額の保全不足が発生しているものが見受けられました。

これら融資先の中には短期間で多額の融資の実行を受け、殆ど弁済できないまま不良債権化した案件や、不良債権化した案件に対して安易な条件変更を行ったり、回収の見込みがないのに旧融資を決済することを条件として利息を含めて追い貸しを繰り返している案件も見受けられます。また、十分な担保もなく回収見込みがないにも拘わらず、大口信用供与限度超過を回避するために、関連会社を通じて迂回融資（飛ばし）をしていた案件も見受けられました。

これらの調査結果を踏まえまして責任解明委員会全体で検討のうえ、預金保険機構、捜査当局等と協議し、旧経営陣の受任者としての善管注意義務違反であり、重大な任務違反であると言わざるを得ず、刑事上・民事上の責任を追及することとしました。

第3 刑事上の責任解明について

業務上横領罪または背任罪を中心に該当する事由の有無について、会計帳簿を精査し、関係者から事情を聴取するなどして慎重に調査を行った結果、業務上横領、背任と思われるものが判明してきました。

1 金聖中（前理事長）の業務上横領

内部調査の結果、前理事長らによって、出向費用・事務用品費・関連会社経費の着服の嫌疑が明らかになってきました。

当組合は、栃木商銀信用組合と出向契約を締結し平成9年10月1日から1名を出向させました。この出向料として毎月580,000円を受領していましたが、平成11年1月26日受領分から帳簿の記載から外れ架空名義の口座に入金されていました。平成12年6月23日受領分から、5回に亘り合計金額2,680,000円の使途不明の払戻しが行われていました。

当組合は、韓信協東日本電算センター（韓信協となっているが、韓信協はタッチしていない）として、関東・東北の商銀関係のオンライン維持・管理を受託していましたが、各商銀からは毎月費用負担分が振り込まれていましたが、その中から合計約4千万円が架空名義の口座を通じて使途不明の払戻しが行われていました。

その他に関連会社の（有）東京サプライ、東信プロパティ（有）、（有）シティコマースの経費処理の中にも使途不明の経費があることがわかりました。

これらを踏まえて、金融整理管財人としては、捜査当局に情報を提供し、更に責任解明委員会等による調査を進めました。

この結果、平成13年9月17日に東京地検特捜部によって同人は逮捕され、同月18日に家宅捜索が行われました。

金融整理管財人らは、捜査に協力した上、同年10月4日に告訴手続きをし、同告訴を受けて同月5日に同人は起訴されました。

同人の公判は、後記3の背任の事実と合わせて平成14年2月28日に第1回公判期日が開かれ、同人は関連会社経費の着服は認めたものの、当信組自体の経費着服については当信組の

ために費消したとして犯行を否認しています。第2回公判期日は同年3月22日に開かれ、証拠の認否が行われました。

公判については、現在も継続中で株式会社整理回収機構が引き継ぐ予定です。

2 金聖中、金利助（前常務理事）、種子田益男（大口融資先、アイワグループ代表）らの背任

責任解明委員会によって、過去の不当な融資の調査の過程で、種子田益男のアイワグループに対する融資が背任罪に該当する疑いがでてきました。そこで、捜査当局に対して、情報を提供し、更に調査・検討を進めてまいりました。

この結果、平成13年10月5日に金聖中、金利助、種子田益男、他の共犯者2名（都合5名）が逮捕され、家宅捜索が行われました。

金融整理管財人らは、捜査に協力した上、同月24日に第1次の告訴をし、同年11月13日に第2次の告訴をしました。これらの告訴を受けて、上記3名は同年10月25日に起訴され、同年11月14日に追起訴されました。

同人らの公判は、前記2の業務上横領の事実と合わせて平成14年2月28日に第1回公判期日が開かれました。金聖中と種子田益男については、返済の資力があつたとして背任の事実を否認し、金利助についてはすべて認めています。第2回公判期日は、前記の通り3月22日で、証拠の認否が行われました。

公判については、現在も継続中で株式会社整理回収機構が引き継ぐ予定です。

3 崔辰明（元池袋支店長）の業務上横領

平成13年5月23日夜、崔の自宅での猟銃暴発事故を端緒に同人の業務上横領の嫌疑が発覚しました。内部調査のうえ、金融整理管財人らにおいて捜査当局に通報し、同年6月14日に東京地検特捜部によって、家宅捜索が行われました。

この後、同人の傷の回復を待って、同年9月4日に東京地検特捜部によって同人の逮捕・再度の家宅捜索が行われました。

金融整理管財人としては、この間に捜査協力をしたうえ、同月21日に告訴手続きをし、同告訴を受けて同月25日に同人は東京地検特捜部によって提訴されました。

同人は、公判の結果、平成14年1月16日に懲役4年の実刑判決を受け、現在受刑中です。

また、同人に対する民事の損害賠償については、被害額の9000万円余について、株式会社整理回収機構第7事業部の弁護士に出訴を依頼しています。なお、保険金請求の方法も模索中ですが、現状では困難です。

第4 民事上の責任解明について

1 代表訴訟の参加

(1) 第1審

金融整理管財人らの着任直前の平成12年12月14日に、当信組が金聖中らに補助参加していた代表訴訟の口頭弁論が終結しました。

その後に管命処分を知った地方裁判所から、訴訟に対する金融整理管財人らの対応の確認がありましたので、平成13年2月5日付で金聖中ら被告に対する補助参加の申立を取り下げ、同年3月13日付で原告の側に共同訴訟参加の申し出をしました。同月15日に裁判所において口頭弁論が再開され、当信組の共同訴訟参加が認められ、当事者らの準備書面の陳述があった後に、終結しました。

判決は同年5月31日に言い渡しがあり、当信組の請求が全面的に認容され被告らに5億円の支払いが命じられました。

判決には仮執行宣言（確定を待たずに強制執行ができるという命令）が付されていたため、金融整理管財人らは金聖中については成城の自宅を（破綻直前に執行妨害行為がありました）、金融整理管財人らの懲憑で妨害状態を解消させていました）、許元理事長相続人の一人については預金を、それぞれ差押えました。これらによって、既に約2億2300万円余の回収をしています。

(2) 控訴審

平成13年6月12日に第1審判決で原告適格が管命処分によって無くなったとして敗訴した原審原告側が控訴し、同

日に金聖中らも控訴しました。金融整理管財人らとしては、原審判決理由中で許元理事長相続人の一部の者の責任が認められていたため、それ以外の許の相続人に対する請求を原審原告の控訴に乗る形で、同月13日に共同訴訟参加して追加拡張しました。その結果総額10億円の請求となりました。

控訴審の口頭弁論期日は3回開かれ、平成14年1月15日に結審しました。

判決は、同年3月4日に言い渡され、当方の請求は全面的に認容されました。

そこで、現在許の相続人に対する資産調査をして、同人らに対する強制執行を準備中です。譲渡日まで限られた日程ですが、出来るところまでのことをして、後は株式会社整理回収機構に引き継いでもらう予定です。なお、許の相続人全員から、平成14年3月末日限り3000万円を支払い、その後同年4月末から平成17年3月末迄の3年間に亘り、毎月30万円（合計4080万円）を支払って、その余の免除を受けたいという申し出がありますが、現在のところ3000万円の入金もありません。

(3) 役員の実任追及

責任解明委員会の多額（5000万円）融資案件の検討調査によって、種子田関連融資の違法性が判明してきました。

そこで金融整理管財人らは、一方では捜査当局に情報提供し、他方では民事上の請求の準備をしてきました。

捜査当局の捜査上の都合によって、第1回公判期日の終了を待って、責任あると認められる旧常務理事以上について、平成14年3月4日に損害賠償請求訴訟を提起しました。金聖中他4名に対する請求額は934,310,792円です。

第1回口頭弁論期日は、同年4月11日午後1時30分に指定されました。

なお、種子田の別件武蔵野信金の刑事事件の保釈保証金に仮差押えを申し立てましたが、保証金差入れ者が異なるということで奏功しませんでした。

さらに、金利助の第3の2の背任事件の保釈保証金に仮差押えを申立中ですが、第三債務者からの陳述書が来ていませんの

で、結果は不明です。

(4) 役員退職金の返還請求

破綻した平成12年度に役員退職金を受領した前常務理事と、前専務理事に対して、金融整理管財人らから返還を請求しました。

前専務理事においては、全額返還を申し出て、既に一部が入金されています。今後平成14年以降は偶数月毎に定期的に返還を申し出てきています。(完済は約30年間)。

前常務理事においては、返還を拒否しています。

前記2の損害賠償請求訴訟とも絡んだ今後の交渉となると思われます。

第5 今後の対応

上記の通り、旧経営陣に対する損害賠償請求権等を譲渡日をもって株式会社整理回収機構に譲渡いたします。

また、上記に記載した案件以外についても、今後株式会社整理回収機構において引き続き責任追及が図られるよう、旧経営陣に対する損害賠償請求権等を同社に譲渡日をもって譲渡いたします。

以 上